

鶴見大学父母会会則

第1章 総則

第1条 本会は鶴見大学父母会という。

第2条 本会の事務所を横浜市鶴見区鶴見2—1—3 鶴見大学内におく。

第3条 本会は会員相互の親睦と学生の勉学と福祉とに寄与し、大学の発展をはかる事を目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会、懇談会等各種の集会
- (2) 刊行物の発行、配布
- (3) 学生の保健、体育、奨学、教養、就職斡旋等の援助
- (4) 大学の興隆発展の援助
- (5) その他必要と認めること

第5条 本会は事業運営のために次の5部をおく。

- (1) 総務部 各会議及び集会の招集事務、記録文書事務、企画運営等の庶務
- (2) 厚生部 保健、衛生、医療、奨学、体育等
- (3) 文化部 会報作成、パンフレット配布、研修会講演会等
- (4) 調査部 就職調査、学業、徳操、補導等に関する調査(指導)
- (5) 会計部 予算、決算の編成、会費の徴収等

第3章 会員及び会費

第6条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 鶴見大学・鶴見大学短期大学の父母又は保証人
- (2) 特別会員 卒業生の父母又は保証人。鶴見大学関係者で評議員会の推薦をうけたもの

第7条 正会員は、入会金3,000円のほか、年会費6,000円を毎年4月に納入する。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 理事会において推薦し、学長が委嘱する。
- (2) 副会長 3名 理事会において推薦し、学長が委嘱する。
- (3) 理事 若干名 評議員会において選任する。
- (4) 評議員 若干名 正会員中から選任する。
- (5) 監査 若干名 正会員中から選任する。
- (6) 幹事 若干名 大学当局と協議のうえ委嘱する。

第9条 役員の仕事は次のとおりである。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 理事 理事会を組織し、予算、決算その他重

要事項を審議し本会事業の企画施行にあたる。

(4) 評議員 評議員会を組織し、重要事項を評議しかつ会長の諮問に応ずる。

(5) 監査 会務及び会計を監査し、必要あるときは臨時総会の招集を要求することができる。

(6) 幹事 庶務・会計の事務にあたる。

第10条 役員の仕事は1年とし重任を妨げない。

第11条 本会に顧問及び参加をおくことができる。

顧問は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、参加は会長が大学と協議のうえ、これを委嘱する。

第5章 会議

第12条 会議は総会、理事会、評議員会とし、会長がこれを招集する。

第13条 会議の議決は出席者の過半数により、可否同数の時は議長がこれを決定する。

第14条 総会は毎年1回以上これを開き、次の事項を討議する。

- (1) 予算の議決及び決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員を選任
- (4) 第4条の事業の決定
- (5) その他重要事項

第6章 会計

第15条 本会の経費は、入会金、年会費、及び寄付金その他をもってこれを支弁する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本会の会則は総会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 本会の会則に規程のないものはすべて理事会で決める。
- 3 本会則は昭和42年7月2日から実施する。
- 4 平成8年7月6日一部改正。
ただし、第7条については、平成9年度より実施する。

附 則

平成11年4月1日一部改正